

気をつけて！不安をあおる分電盤の点検商法

分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

事例を紹介します

- ・ 電話がかかってきて分電盤の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止して欲しい。(80歳代)

分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。

分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。

特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。困ったときは、早めにお住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

(参考：国民生活センターウェブサイト)

